様式第１３号（第１７条関係）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

美幌町長

児童手当

　　　　　支払差止通知書

特例給付

児童手当

次のとおり　　　　　　 の支払を差し止めましたので通知します。

　　　　　 特例給付

　この処分について不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して３箇月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

　なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この通知書を受けた日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由のない限り、審査請求をすることができなくなります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支払差止の内容 | 支払差止事由 |  |
| 支払差止額 | 円 |
| 支払差止期間 | 　　　　　年　　　月分から　　　　　年　　　月分まで |

　上記の審査請求をしない場合でも、この通知書を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、美幌町を被告として（訴訟において美幌町を代表する者は美幌町長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

　なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由のない限り、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記